

国土交通大臣 太田昭宏 様

特定整備路線 補助86号線 (赤羽西5丁目~赤羽西1丁目) の事業認可に対する

審査請求書

1、審査請求の年月日：平成27年4月 日

2、請求人の住所：

氏名：

年齢： 歳

印

参考資料

3、審査請求に係わる処分

平成27年2月24日に関東地方整備局告示67号により告示された、国土交通省関東地方整備局長が都市計画法第59条2項の規定により東京都に対してした、東京都都市計画道路補助線街路第86号線 (赤羽西5丁目~赤羽西1丁目間1150m) の都市計画事業の認可。

4、審査請求に係わる処分があったことを知った年月日
平成27年2月24日

5、審査請求の趣旨

上記2記載の処分の取り消し

6、審査請求の理由

①補助86号線計画は、昭和21年4月25日に戦災復興院告示15号で決定されたとしていますが、当時の戦災復興院には決定する権限がなく、必要条件とされる旧都市計画法第3条に規定されている閣議決定もされていません。よってこの事業が「決定された」との事実を証明できないので、無効であると判断できます。

②上記の歴史的事実があきらかであるにも関わらず、多くの住民が立ち退きを迫られ、宅地の一部買収によって生活の安定が脅かされています。

③北区立公園として赤羽自然観察公園およびスポーツの森公園は、北区の環境形成に大きく寄与しています。この2つの公園の間に86号線を建設することは、この環境を損なう愚行です。また、2つの公園は、緊急時の広域避難広場と東京都が指定している中心スペースであり、この道路計画はこの面でも適切とはいえません。

④赤羽駅前に位置する道灌山は、太田道灌が築いた稲付城跡として東京都の史跡文化財に指定されています。静勝寺が保管する城郭図によれば、かつての大手門を入った付近を掘削しトンネルを構築することになっています。文化財保護法による保護措置とは記録保存であり、その破壊を止めることにはなりません。

⑤東京都は、この道路建設によって「延焼遮断帯」を形成するとのべていますが、国土交通省が所管する都市防災総合支援事業の延焼遮断帯の設置要件を満たしていない86号線計画は、単独で延焼遮断帯として機能しないものです。以上の理由により認可の取り消しを求めます。

6、意見陳述を 希望する ・希望しない ・未定

7、処分の教示の有無及び教示の内容：処分庁の教示はなし

※なお①~⑤についての詳述は裏面

公園の入口ふさぎ
子どもの遊び場も奪う
86道路は必要ありません。



↑赤羽台団地で区政報告
←86号と85号道路が接続する場所は、公園の入口です。

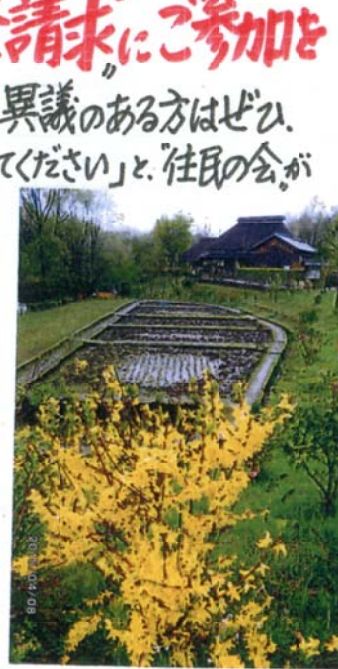
あなたも「審査請求」にご参加を

「86号道路計画に異議のある方はぜひ、不服審査請求を出してください」と、住民の会がよびかけています。

4月24日までに提出の期限です。

〈住民会・事務局〉
赤羽西6-29-15
3909-6591
渡邊わたなべ

◎私も会長です。
ほか事務局にも書類あります。



〈2015.4.8.早朝。湯水池には、ツガモぞうか。〉